

本年3月に決定した方針に基づき、国家公安委員会・警察庁業務継続計画の改正、警察庁訓令の改正、依命通達の発出等により関連規程を整備し、広域的な部隊派遣の拡充や警察庁における業務継続性の確保を図るもの。

1 「警察災害派遣隊」の新設（別添1）

警察災害派遣隊設置要綱を新たに制定（依命通達）するとともに、部隊運用の細部事項を都道府県警察に示達（局長連名通達）。

(1) 「即応部隊」を最大で全国約1万人体制に拡充

- 大規模災害発生時において、直ちに被災地等へ派遣され、被災地警察等からの支援を受けることなく活動。
- 広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊の4部隊で編成。

(2) 災害発生から一定期間経過後に派遣する「一般部隊」を新設

- 被災地警察等の機能を補完・復旧するため、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール、相談対応、初動捜査等の活動を長期間にわたって遂行。
- 特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊及び支援対策部隊の8部隊で編成。

2 警察庁における業務継続性の確保（別添2）

首都直下地震の発生を見据え、従来の被害想定以上に警察庁庁舎等の被害が甚大である事態を想定して業務継続態勢を見直し、関連規程を整備するもの。

(1) 「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」の改正（国家公安委員会決裁事項）

- 警察庁各課に業務継続実施責任者等を置き、業務継続を推進する責任者を明確化。
- 平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認すること等、参集の規定を整備。
- 耐災害性の高い警察通信施設等の整備、情報通信職員の確保等、首都直下地震発生時の情報通信の確保に係る規定を整備。
- 警察庁庁舎の機能が喪失する場合も想定し、災害警備本部等の代替施設の整備・多重化に努めることを規定。また、警察庁庁舎等への参集に加え、指定された一部の職員が直接代替施設に参集することを規定。

(2) 「緊急事態における警察庁の組織に関する訓令」等の改正

- 警察庁訓令の改正により、
 - ・ 警察庁庁舎の代替施設として、関東管区警察局に加え、警察大学校を追加。
 - ・ 東京都特別区・震度6強以上で全職員が自動参集する参集基準を新設。
- 訓令の細目を定める局長通達を改め、緊急災害警備本部の編成の見直し、参集基準・場所の明確化。

1 留置施設の巡察の実施

警察庁は、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律に基づき、全国警察の270留置施設(本庁実施～67施設、管区警察局実施～203施設)に対して巡察を実施した。

2 巡察実施結果

国家公安委員会規則で定められた実施項目、警察庁訓令で定められた実施細目、総務課長が定める重点項目の実施状況は、おおむね良好であったが、次のような指摘事項があった。

第1 留置施設の管理運営に関する事項

1 留置業務管理者による関係者に対する指揮監督に関すること。

① 留置担当官の任用

指摘なし。

② 留置担当官等に対する教養の実施状況

異動により新たに配置となった留置担当官、当直責任者等に対する教養が行われていない。(17県・26施設)

③ 留置担当官等に対する各種訓練の実施状況

新たに配置された留置担当官、当直責任者等への戒具使用訓練が不十分である。(9県・10施設)

④ 護送計画書の点検

護送計画書は、事前に署長の点検を受けているが、点検が不十分である。(3県・3施設)

⑤ 留置業務管理者の業務管理状況

護送出発時及び帰署時における警戒を挙署的に行っていない。(3県・3施設)

⑥ 留置施設の巡視状況

署長等は、休日を含めほぼ毎日、規定回数 of 巡視を実施しているが、問題被留置者を収容した期間の巡視が低調である。(1県・1施設)

⑦ 状況に応じた指示等の実施状況

被留置者の特性に応じた具体的な指示がなされていない。(5県・5施設)

⑧ 士気高揚対策

署長主催による留置担当官との座談会、懇親会等が行われていない。(4県・4施設)

2 留置担当官による留置施設の管理に関すること。

① 護送経路及び護送時における戒護体制

護送経路上の窓等に飛散防止措置がなされていないなど。(19県・28施設)

② 留置施設内における逃走防止対策

金属探知器及び触手により、身体検査が行われているものの、形式的であったなど。(13県・17施設)

③ 居室等の鍵の保管状況等

宿直時間帯における居室の鍵の保管管理が徹底されていない。(7県・8施設)

④ 被留置者の金品の取扱い状況

被留置者の所持金品の保管区分が混同した状態で保管されていたなど。(28県・49施設)

- ⑤ 勾留期限等の適切な把握
指摘なし。
- ⑥ 処方薬等の保管状況
処方薬の残数が管理簿冊に記載されている数と一致しない。
(13県・21施設)

3 留置管理業務と捜査との区別に関すること。

- ① 取調べの打切り要請の実施状況
取調べが日課時限に及んだ場合の打切り検討要請がなされていない場合や状況が動静簿に記載されていない場合がある。
(7県・12施設)
- ② 適正な護送の実施状況
一般護送において、当該捜査に従事する者ではないものの、同課別係の捜査員が運転員等に選定されていることが常態化されている。
(7県・14施設)
- ③ 適切な捜査と留置の連絡
捜留連絡会議が開催されていない。
(3県・3施設)

第2 被留置者の処遇に関する事項

1 被留置者の性別、地位その他の属性に応じた処遇の実施に関すること。

- ① 女性被留置者を処遇する際の体制
女性警察官を女性留置担当官に指定していない。(1県・1施設)
- ② 女性被留置者を単独収容する際の措置
女性被留置者の単独収容に関し、男性留置担当官の単独任務となる時間帯において、幹部の巡視が強化されていない。
(2県・2施設)

- ③ 診療の実施状況
診療護送について、被留置者の愁訴、診療結果等が動静簿に記載されていない。
(9県・14施設)

2 留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置及び不服申立の処理に関すること。

- ① 留置施設内の規律と秩序の維持
留置施設内の規律及び秩序について不十分な点が認められた。
(1県・2施設)
- ② 問題被留置者等への組織的な対応
特別要注意者に指定している者に対する動静簿の記載が不十分であるなど。
(4県・4施設)
- ③ 戒具の整備状況
戒具の保管方法が不適切であった。
(5県・6施設)
- ④ 嘱託医に対する戒具等の説明状況
嘱託医に戒具を見せて必要な説明がなされていない。
(2県・2施設)
- ⑤ 戒具の使用状況及び保護室への収容状況
採証が行われていない戒具使用がある。
(4県・4施設)
- ⑥ 反則行為に対する禁止措置の実施状況
反則行為に該当する行為が行われた際、禁止措置の検討が不十分である。
(3県・3施設)
- ⑦ 不服申立ての処理状況
苦情の申出に対して、適切に受理されていない。(1県・1施設)

3 今後の取り組み

平成24年度の巡察時に、平成23年度の巡察で指摘した事項について、改善がなされているかを検証する。

1 ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL)

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN10か国の全てが加盟。
- 日本は、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと共に、議題提案権を有するダイアログパートナーとして参加。
- 毎年1回加盟国の持ち回りで会合を開催し、各国の警察長官級が集まり、国際犯罪対策、テロ対策等について協議。

2 第32回会合の開催結果

(1) 我が方出席者

鈴木警察庁長官官房審議官 (国際担当)

(2) 開催地

ミャンマー連邦共和国・ネーピードー市

(3) 開催日程

平成24年5月21日 (月) から5月25日 (金) までの間

(4) 会合の概要

ア 今次会合においては、参加国の間で、テロ対策を始めとする治安上の課題について議論され、24日の全体会合において、

- 国際犯罪対策、テロ対策等に関するASEAN加盟国間の情報交換の促進

- 日本の提案に係る「テロ関連ウェブサイト共有データベース」の円滑な運用開始と利用の促進

等を内容とする共同声明を採択。

イ 当方からは、首席代表会合 (22日) において、

- 犯罪のグローバル化に対処するための東アジア警察間における連携・協力の重要性

- 上記データベースの早期の運用開始に向けた協力の必要性

等について発言。

また、

- 「第67回IMF・世界銀行年次総会」(本年10月開催予定) や「原子力安全に関する福島閣僚会議」(同年12月開催予定) に係るテロ関連情報等の提供

- 北朝鮮による日本人拉致容疑事案の関連情報の提供

等を要請。

3 今後の予定

次回第33回会合は、平成25年にタイで開催予定。

公安委員会
説明資料NO. 4

平成24年警察白書（案）概要版について

平成24年5月31日
総務課

(略)

1 趣旨

平成15年から街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を推進した結果、平成14年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数がほぼ半減し、相当の成果を上げた。しかし、罪種や地域によっては、いまだ治安水準が十分に回復したとはいえない状況にあるほか、国民の間に治安が向上したとの実感は広まっていない。そこで、犯罪の抑止を始めとする国民の安全・安心の確保の観点から最大の効果を上げるため「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について（依命通達）」を発出し、地域の実態に即した警察の諸活動を戦略的に展開するもの。

2 対策の概要

(1) 犯罪抑止計画の策定

○ 署犯罪抑止計画

警察署ごとに地域住民等の安全・安心を脅かしていると認められる種類の犯罪を選定し、その抑止のために重点的に推進すべき事項を定める。

○ 本部犯罪抑止計画

警察本部は全国的な犯罪情勢を勘案し、広域的な抑止活動が必要な犯罪等、警察本部が主導して抑止を行う種類の犯罪を選定し、警察本部各部門及び関係する警察署がそれぞれ推進すべき事項を定める。

(2) 犯罪抑止戦略官の指名

警察署及び警察本部における実効的な犯罪抑止計画の策定及びその的確な遂行のため、部門横断的な調整を行うことができる幹部職員を署犯罪抑止戦略官、本部犯罪抑止戦略官に指名する。

3 対策推進上の配意事項

- 地域住民等との連携協働による総合的な犯罪抑止対策の推進
- 情報等の相互提供・活用
- 予測と検証に基づく臨機応変な犯罪抑止計画の見直し
- 繁華街・歓楽街総合対策、犯罪の起きにくい社会づくり、非行少年を生まない社会づくり、犯罪インフラ対策等の施策との連動

| | | |
|-----------|------------------|------------|
| 公安委員会 | 通学路における交通安全の確保に | 平成24年5月31日 |
| 説明資料No. 6 | 向けた緊急合同点検の実施について | 交通規制課 |

1 概要

登下校時に児童等が死傷する交通事故が全国で多発している現状を踏まえ、文部科学省、警察庁及び国土交通省が連携して、全国の小学校を中心に通学路の交通安全に関する緊急合同点検を実施し、危険箇所に係る具体的な安全対策を講じていくこととするもの。

2 点検実施期間

平成24年5月30日から同年8月31日まで

3 実施概要

(1) 各学校単位での通学路の点検と危険箇所の抽出

各学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、交通上の危険があると認められる箇所を抽出し、市町村教育委員会に報告する。市町村教育委員会は、危険箇所の取りまとめを行う。

(2) 関係機関による危険箇所の緊急合同点検の実施

市町村教育委員会は、警察及び道路管理者と緊急合同点検の実施についての調整を行い、学校、警察及び道路管理者（必要に応じて保護者、地域住民等も参画）で、当該危険箇所の緊急合同点検を実施する。

(3) 対策案の策定・実施

緊急合同点検の結果を踏まえて、協議の上でハード・ソフト両面からの対策案を策定。学校、市町村教育委員会、警察及び道路管理者は、連携して対策を実施する。

(4) 対策の実施状況の報告

学校、警察及び道路管理者は、点検結果や講ずる対策等について、それぞれ取りまとめ機関を経て、文部科学省、警察庁及び国土交通省に報告する。

4 その他

(1) 5月28日（月）午後に関係省庁副大臣会議を開催し、緊急合同点検の実施等を決定の上、公表済み。

(2) 5月30日（水）に、全国都道府県教育長協議会において、文部科学大臣から各都道府県教育長に要請済み。同日、警察庁から各都道府県警察に、国土交通省から各地方整備局等に通達・通知済み。

1 概要

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状が認められる者に係る運転免許制度の在り方について有識者による検討会を開催するもの。

2 主な検討課題

- (1) 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を有する者を的確に把握するための方策
- (2) 症状の申告を行いやすい環境の整備方策

3 委員の構成

座 長 藤 原 静 雄 中央大学法科大学院 教授
委 員 大久保 恵美子 公益社団法人 被害者支援都民センター 理事
委 員 木 村 光 江 首都大学東京法科大学院 教授
委 員 菰 田 潔 自動車評論家
委 員 高 芝 利 仁 弁護士
委 員 辻 貞 俊 産業医科大学神経内科学 教授
委 員 細 川 珠 生 政治ジャーナリスト
委 員 三 上 裕 司 社団法人 日本医師会 常任理事

(敬称略、五十音順)

4 第1回検討会の開催予定

平成24年6月5日(火) 午後4時から午後5時30分

1 経緯

平成24年4月の情報セキュリティ政策会議において、各府省庁に組織内CSIRT（Computer Security Incident Response Team：情報セキュリティインシデント（注）に対処するための体制）を置くことが求められたことによる。

（注）情報セキュリティインシデント

不正プログラム感染事案、サイバー攻撃事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

2 概要

(1) 対象事案

警察庁情報管理システムその他の情報システム、警察通信施設等に対する情報セキュリティインシデント。

(2) 任務

最高情報セキュリティ管理者（情報通信局長）の総括の下、当庁の保有する技術力を最大限活用し、より迅速かつ組織的に情報セキュリティインシデントへ対処。

(3) 構成

情報管理課理事官を長として、以下の3班からなる情報通信局内の総合的な体制を構成。

ア 総括班（班長：情報管理課理事官）

- ・情報の集約・分析
- ・緊急対処・証拠保全等の措置の方針の決定
- ・NISC等庁内外の関係部署との情報共有

イ 監視・連絡班（班長：情報管理課理事官）

- ・端緒の把握など情報セキュリティインシデントに関する報告・連絡

ウ 緊急対処・解析班（班長：情報技術解析課理事官）

- ・緊急対処（応急措置・被害拡大の防止・原因究明）の実施
- ・電磁的記録の解析及びインシデントの分析

3 今後の予定

警察庁CSIRTの運用状況を踏まえ、警察情報セキュリティポリシーを改正するとともに、対象事案の拡大など、体制の強化について検討。